

消費現場の日常点検シート

以下は、高圧ガス容器の占有者や消費事業者が注意すべきもので、高圧ガス保安法や都道府県の指針、市の条例、また事故事例等から、高圧ガスの事故や災害の防止に効果のある日常点検項目です。容器置場の周辺や消費場所の近くに貼付などして閲覧し、適宜声に出してチェックを行い、高圧ガス保安の徹底に心がけてください。

◇作業開始時の日常点検

- 容器は置場にそろっているか
- 使われていない容器のチェック
 - ・使用済みや使用予定のないもの
 - ・腐食、漏洩や停滞期限がきた容器
- 容器以外の消費設備のチェック
 - ・漏洩・老朽化等の問題はないか
- 使用して異常はないか
- 安全機器類は正しく使われているか
 - ・逆火防止器・専用の調整器
 - ・ホースバンド、ゴムホースの保護
- 使用場所の安全は配慮されているか
 - ・消火器や用水の準備
 - ・40℃以下、通風、転倒防止など

◇作業終了後の日常点検

- バルブは閉止したか
- 容器置場に置いたか
- 充てん容器と残ガス容器の区分
- 酸素と可燃性ガス容器の区分
- 車両に積み残した容器はないか
- 盜難防止対策はなされているか
- 立てて保管、転倒防止を施したか
- その他置場に不備な点はないか
- ★不備な容器置場とは**
 - 40℃以上になるおそれがある
 - 通風が悪い、不要物がある
 - 適当な消火器の備えがない、
 - 海水や水気にさらされる、
 - 2m以内に火気がある等

もし、異常があった場合は、必ず高圧ガスまたは事業所の保安全体の責任者に連絡をしてください。